

## 平成 27 年度 諒問事項について

### 【諒問事項】

尾札部中学校・臼尻中学校の統合について

### 【諒問に至る経緯および理由】

函館市立小中学校再編計画において、南茅部地域は、再編後の見通しを 2 校から 1 校とし、再編の検討開始時期については、地域や児童生徒数の状況を踏まえ、適宜検討を行うとしております。

教育委員会では、児童生徒数の減少が再編計画策定時より急速に進行している状況を踏まえ、当該地域も含め、全市的に再編計画を速やかに進め、教育環境の充実を図っていく必要があると考えていたところであり、計画において随時検討とされているグループの検討開始時期について協議を行っていたところでございます。

そのような中、本年 3 月には、南茅部地域審議会において、「当該地域の学校再編はどのような状況にあるのか、将来のために早急に計画を進めたほうがよい」という意見をいただき、さらに 4 月には、南茅部地区の小・中学校 P T A からの依頼があり、各校の P T A 総会において、学校再編計画の内容や今後の生徒数の見込み等についてご説明いたしましたが、再編への反対意見はなかつたものでございます。

その後、本年 7 月に南茅部地域小・中学校 5 校の P T A 会長名で要望書の提出があり、当該地域の保護者の意向として、尾札部中学校と臼尻中学校の早期統合を望んでいることが示されたものであります。

このような状況を踏まえ、教育委員会といたしましては、両校の統合を早急に進めていくべきであると考えましたことから、再編の検討を開始することを決定し、このたび本審議会へ諒問を行うものであります。

### 【審議項目】

以下の点について審議願います。

- 1 函館市立小・中学校再編計画における再編後の見通し、今後の生徒数の状況等を踏まえ、統合により適正規模に近づけることの適否について
- 2 望ましい統合校の位置について

なお、2について、地理的状況や関係者の意向等を踏まえた場合に望ましい位置はどこかという観点で審議いただくとともに、既存の校舎を使用する場合についても併せて審議いただきたい。

## 児童生徒数が少なくなった場合の学校運営上の課題

### 1 学級における児童生徒数が極端に少なくなった場合の課題

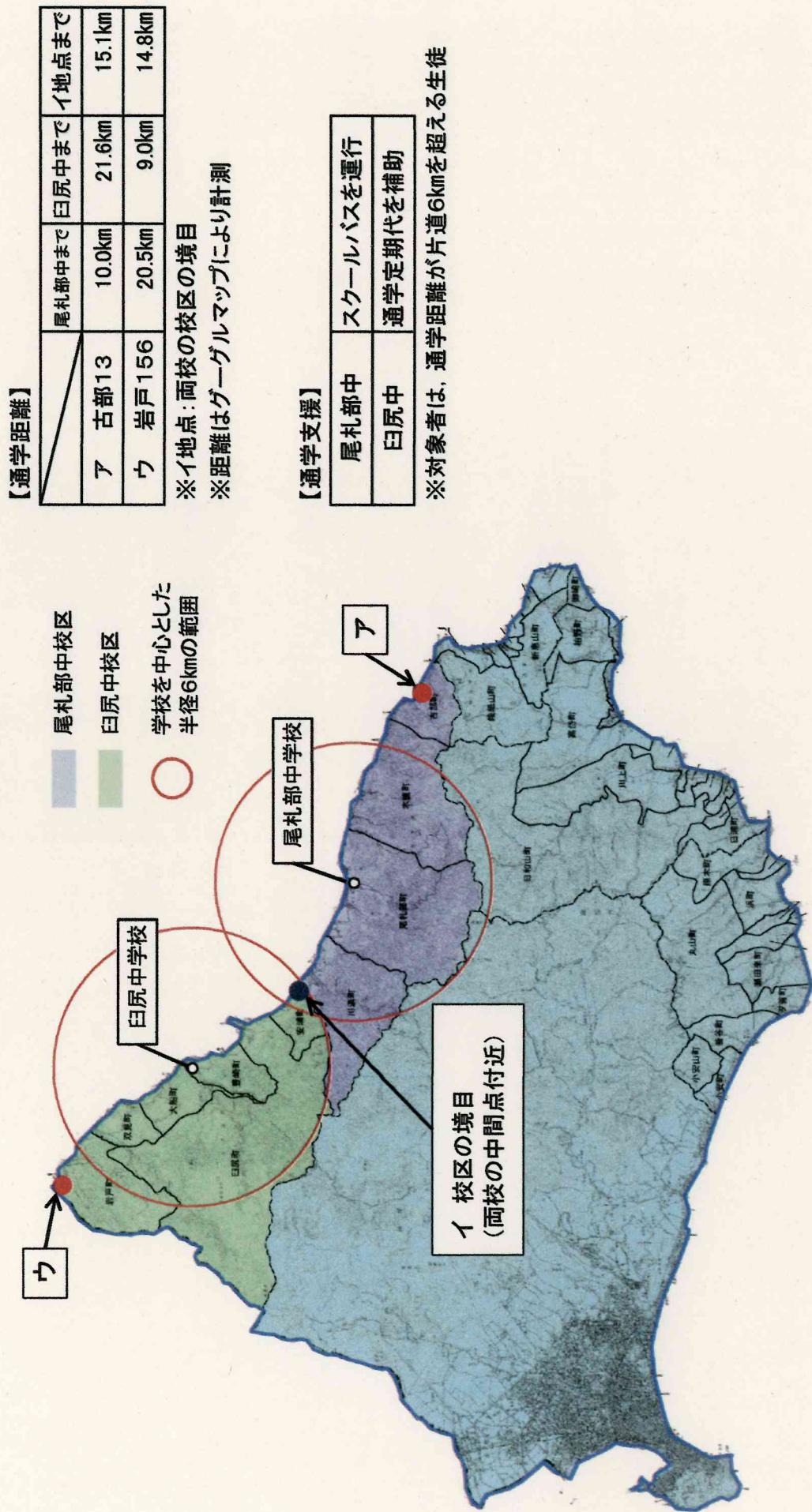
- ・運動会・文化祭・遠足・修学旅行等の集団活動・行事の教育効果が下がる
- ・クラス内で男女比の偏りが生じやすい
- ・体育科の球技や音楽科の合唱・合奏のような集団学習の実施に制約が生じる
- ・班活動やグループ分けに制約が生じる
- ・協働的な学習で取り上げる課題に制約が生じる
- ・教科等が得意な子供の考えにクラス全体が引っ張られがちとなる
- ・児童生徒から多様な発言が引き出しにくく、授業展開に制約が生じる
- ・教員と児童生徒との心理的な距離が近くなりすぎる

### 2 学校全体の児童生徒数が極端に少なくなった場合の課題

- ・クラブ活動や部活動の種類が限定される
- ・運動会・文化祭・遠足・修学旅行等の集団活動・行事の教育効果が下がる
- ・学校全体として男女比の偏りが生じやすい
- ・学習や進路選択の模範となる先輩の数が少なくなる。

(文部科学省「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する手引き」より)

## 南茅部地区中学校通学区域および通学支援について



## 小委員会の運営方法について（案）

南茅部地区中学校の再編について調査・検討を行うため、新たに小委員会を設置することとし、第2グループ小学校の小委員会に指名されている委員以外の5名により組織することとしたい。

これに伴い、函館市学校教育審議会小委員会設置要綱を以下のとおり改正したい。

現行	改正後
(設置)	(設置)
第1条 略	第1条 略
(組織)	(組織)
第2条 小委員会は、会長の指名する委員 10名をもって組織する。	第2条 小委員会は、会長の指名する委員 <u>10名以内</u> で組織する。
第3条 略	第3条 略
第4条 略	第4条 略
◎ 小委員会委員構成	<u>削除</u>
1 学識経験を有する者 3名	
2 市立学校の父母と先生の会を 代表する者 3名	
3 市立学校の教職員 3名	
4 その他教育委員会が必要と 認める者 1名	
計 10名	
以下略	以下略

## 函館市学校教育審議会小委員会設置要綱（案）

（昭和60年6月14日制定）

### （設 置）

第1条 通学区域の設定または変更に關し、専門的に調査・審議するため、函館市学校教育審議会（以下「審議会」という。）に小委員会をおくものとする。

### （組 織）

第2条 小委員会は、会長の指名する委員10名以内で組織する。

第3条 小委員会に委員長1人を置くこととし、当該小委員会に属する委員のうちから互選する。

2 委員長は、小委員会を代表し、小委員会の事務を掌理する。

### （会 議）

第4条 小委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長がこれを招集し、会議の議長は委員長がこれにあたる。

2 小委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 小委員会は、会議の内容を総会に報告しなければならない。

### 附 則

この要綱は、昭和60年6月14日から施行する。

この要綱は、平成6年11月15日から施行する。

この要綱は、平成10年3月1日から施行する。

この要綱は、平成27年11月24日から施行する。